

特別催告状

平成 29 年 1 月 13 日

<管理番号 >

殿

当組合より、特定記録郵便（引受番号：_____）にて貴殿宛てに送付した督促通知（平成 28 年 12 月 5 日送達済）により請求の原因・請求の趣旨について確認されている事と思いますが、今日まで何ら誠意ある対応もなく、本件解決に至っておりません。

今回の通知は、番組を利用された携帯電話への連絡で解決できない状況を作られた為、不本意ながら書面にて通達致しました。

但し、今回の通知は特別な案内になっており、請求金額を見ればわかるとおり、直ちに清算してこちらのデータを削除できるようにする事を条件に、日々加算されている法定利率の遅延損害金及び、踏み倒し目的の番組不正利用者に対する罰則金（1 番組 3 万円）を全額免除する用意があるという連絡になっております。

今すぐ支払いを終わらせてこの問題を解決して下さい。

昨今、オレオレ詐欺とか、架空請求とか、新聞、ニュース等でご覧になる事もあると思いますが、この通知は、決してそういう類の物ではありません。当組合は、N T T の電話帳にも掲載されております。104 の番号案内で確認がとれます。当たり前ですが、利用してない料金、清算済みの料金は支払う必要はありません。記憶にないとかおとぼけになった所で使った物が使わなかった事にはなりません。確かな通信記録を基に通知致しております。

間違いなく、本人の意思で有料番組を利用し、料金を支払って
おりません。

電話会社の証明する番組利用履歴をよく確認して下さい。

利用された番組は現在も提供中の物で、料金の清算がされない為、データの抹消ができず大変迷惑しております。

これ以上放置をされますと、さらに詳細な身辺調査を進め、支払督促・少額訴訟又は訪問回収の手続きに移行し、遅延損害金を完納されるまで加算し、諸経費等も含めた請求金額となり極めて不利益な事態に発展します。

お支払い完了後、ご希望の場合、完済証明書を発行致します。

尚、自主的支払いの意思が有りながら、何らかの事情があり、今すぐ一括清算ができない場合は、現段階ならご相談にも応じられますので、必ず担当までお電話下さい。和解のうえ、日々加算されている遅延損害金を停止する必要があります。お電話さえ頂けない場合、今後、減額処理ができなくなります。

お問い合わせ・相談等は **1月17日午後7時**までに担当までご連絡下さい。

期日までにご連絡なき場合は、利用当初から支払いの意思もないのに踏み倒し目的で番組を利用した不正利用者と判断し、それに応じた厳しい対処をとらせて頂きます。

今まで問題を先送りにしてきた為、状況がどんどん悪化しております。経済的理由等により一括清算できない方は、現段階でお電話いただけないと、結果的に、ますますご負担が大きなものになってしまいますので、充分にご注意下さい。

当然の事ですが、料金の清算が完了するまで請求が終わる事はありません。これ以上、金額的にも、社会的にも負担が大きくなるよう、至急ご解決ください。

※複数番組を利用した経験がある方は、料金を支払った番組と未払いの番組を混同されている事もあります。今回通知の件は、間違いなく料金未清算の番組ですので、利用履歴をよく確認ください。

今回請求以降の減額和解に応じる事はできません。

〒169-0074

東京都新宿区北新宿3丁目26

グローバル通信

03-(5348)

債権管理部；田中

